

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業
募集要項（第1部）に関する質疑回答書

平成 28 年 5 月 12 日

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業 募集要項（第1部）に関する質疑に対する回答は、下記のとおりです。

1. 富士市公告第 66 号について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
1.	1 頁	運営事業期間	第一期個別契約期間と第二期個別契約期間に分けられていますが、運転についての内容、対価などについて具体的な差異はございますか。	<p>次の内容以外に差異はありません。ただし、性能確認試験結果に基づき変動費の単価と内訳の変更が予定されています。詳細は、募集要項(第2部)で明らかとします。</p> <p>①第1期個別契約期間中は、建設工事請負契約及び建設工事発注仕様書に基づく施工の瑕疵担保期間に相当するため、この間の点検検査補修費(法定検査申請料を除く)及び予備品消耗品費は、委託料に含まれません。</p> <p>②電気基本料金及び電気従量料金単価については、入札参加者の提案内容により変更される場合があります。</p> <p>③運営準備費が必要な場合は、第1期個別契約期間中の委託料に含む必要があります。</p> <p>④その他、入札参加者の提案によります。</p>
2.	1 頁	支払条件	支払条件は240回均等割りとの事ですが、この場合、物価変動などに対する業務委託料の見直しはあるのでしょうか。	<p>物価変動に対する委託料の見直しについては、事業概要説明書 10 頁 3-2-2.(7)を参照してください。なお、詳細は、募集要項(第2部)で配布する運営管理業務委託契約書(案)で確認してください。</p>

2. 入札説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
1.	6 頁 2-4-2-2(3)	性能確認試験の結果に応じた委託料の変更について	「性能確認試験」の結果に応じて、業務の対価とする委託料の内訳の変更等を予定する。とありますが具体的にはどのような事をお考えなのでしょうか。詳細内容をご教示願います。	事業概要説明書 10 頁 3-2-2.(8)を参照してください。なお、詳細は、募集要項(第 2 部)で明らかとします。
2.	7 頁 2-4-4-2(2)	休日夜間の住民対応	「休日夜間の住民対応」とは具体的にどのような業務を想定されておられますか。	富士市職員の勤務時間帯においては管理棟事務室に富士市職員が常勤し、住民対応の窓口を担当します。 「休日夜間の住民対応」とは、これ以外の時間帯において住民等から業務対象施設への問合せや苦情等が寄せられた際の、一次的な窓口対応を想定しています。
3.	7 頁 2-4-4-2(2)	処理不適合物について	処理不適合物の判断基準などがわかる資料がありましたらご提示願います。	基本的に「ごみの分け方便利帳」(富士市発行) p.25 に記載する「市で収集しない主なもの」と同程度と考えています。 詳細は、募集要項(第 2 部)で明らかとします。
4.	7 頁 2-4-4-2(2)	供給の業務範囲について	余熱利用体験棟への電力、温水の供給については、本件業務の範囲外で変動するものであるため、量に応じた実費を委託料に加算するなどの費用精算方法を考慮願います。	一定の条件から逸脱する場合の精算規定を設けます。詳細は、募集要項(第 2 部)で配付する運営管理業務委託契約書(案)で確認してください。
5.	7 頁 2-4-4-2(2)	環境学習・環境啓発業務及び余熱利用体験棟運営管理業務に関して必要な協力の業務範囲について	「⑧民間事業者は、環境学習・環境啓発業務及び余熱利用体験棟運営管理業務に関して必要な協力を行う。」とありますが、どのような協力を想定されているのかご教示願います。	基本的に次の事項を想定しています。なお、技術提案に際しては、当該協力内容の充実について求めている項目がありますので、詳細は募集要項(第 2 部)で確認してください。 ・協力企業による、環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等の業務。 ・環境啓発施設の休業日設定に際しての協力と全炉休止時期設定の調整。 (業務対象施設の全炉休止時は余熱利用体験棟を休業予定です) ・環境啓発施設のメンテナンス等の計画に際して、実施時期及び仮設計画の検討に関する協力。 ・余熱利用体験棟の営業に関する計画に際して、温水等の供給計画に関する富士市からの要請に対する協力。 ・その他、環境啓発施設の運営に関して、設計施工事業者としての助言及び本件業務との調整が必要な事項への協力。
6.	7 頁 2-4-4-2(2)	富士市が指定する搬出車両について	焼却灰については、富士市が指定する有効利用方法により、とありますが、現在想定されている搬出車両がありましたらご提示願います。	現在、想定している焼却灰の有効利用先は、セメント原料化、焼成、溶融固化等となります。 技術提案書においては、入札参加者から焼却灰の有効利用方法及び有効利用先の提案を受けることとしており、使用する運搬車両について

2. 入札説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
				でも提案内容により異なると考えています。
7.	7 頁 2-4-4-2(2)	有効利用できない焼却灰について	焼却灰の有効利用先として、現在想定されているものをご提示願います。	質疑 No.2-6 の回答を参照してください。
8.	14 頁 4-1-3-1	プラントの設計施工を担当する企業に必要な資格	必要な資格として「平成 9 年 1 月 28 日以降に一般廃棄物を対象とする・・・」と記載されていますが、この場合の一般廃棄物とは 17 頁の 4-1-5-1 の(3)のイに記載されている「地方自治体が設置する一般廃棄物施設・・・」と同様の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。一般廃棄物とは、法に定める一般廃棄物を指します。 なお、「4-1-3-1.(4)」に記載する「平成 9 年 1 月 28 日以降に一般廃棄物を対象とする・・・」では、記載する条件を満たす「一般廃棄物処理施設のごみ焼却施設」を指しています。一方の「4-1-5-1.(3)イ」では、一般廃棄物処理施設の種類の限定していません。
9.	14 頁 4-1-3-1(6)	現場代理人を工事現場へ常駐で配置する時期	建設工事請負契約締結日以降の協議において、現場着工日を定め、現場着工日より工事現場に現場代理人を常駐で配置出来れば良いとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、建設工事請負契約締結と同時に現場代理人を専任し、富士市へ届け出て頂く必要があります。
10.	14 頁 4-1-3-1(7)	監理技術者の実務体制について	「清掃施設工事に対応する監理技術者を専任で配置」とありますが、現場代理人と当該監理技術者は兼務をしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11.	14 頁 4-1-3-1(8)	管理技術者の専任について	「本件工事の設計に関して技術上の管理を行う管理技術者を専任で設置」とありますが、専属して本件工事の設計の管理と統括に従事する、また、現場に常駐する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12.	14 頁 4-1-3-1(8)(9)(10)	管理技術者、担当技術者、照査技術者の資格要件について	管理技術者、担当技術者、照査技術者に対する資格要件はありますか。 また、途中変更できると理解してよろしいでしょうか。	資格要件は特に設けませんが、類似する事業に精通する等、職責に耐える能力を十分に有する者としてください。なお、担当技術者のうち、許認可等の届出に際して必要な資格等がある場合は、当然要求される資格要件を備える必要があります。 また、止むを得ない理由がある場合は、途中変更を認めます。
13.	14 頁 4-1-3-1(11)	現場総括責任者の選任について	現場総括責任者は、契約から実運営開始前までは、その他業務と兼務できると理解してよろしいでしょうか。 また、止むを得ない場合は、上記期間においても現場総括責任者を変更してもよろしいでしょうか。	契約締結から実運営開始前までの間における、その他業務と兼務可否については、ご理解のとおりです。 また、止むを得ない理由がある場合は、途中変更を認めます。
14.	16 頁 4-1-4-1(2)	運営管理を行う企業に必要な資格①	「平成 9 年 1 月 28 日以降に建設が発注された一般廃棄物を対象とする・・・」と記載されていますが、この場合の一般廃棄物とは、17 頁の 4-1-5-1 の(3)のイに記載されている「地方自治体が設置する一般廃棄物施設・・・」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。一般廃棄物とは、法に定める一般廃棄物を指します。 なお、「4-1-4-1.(2)」に記載する「平成 9 年 1 月 28 日以降に一般廃棄物を対象とする・・・」では、記載する条件を満たす「一般廃棄物処理施設のごみ焼却施設」を指していま

2. 入札説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
				す。一方の「4-1-5-1.(3)イ」では、一般廃棄物処理施設の種類の種類は限定していません。
15.	16 頁 4-1-4-1(2)	運営管理を行う企業に必要な資格②	<p>「運営管理を行う企業に必要な資格」では、平成9年1月28日以降に建設した施設の運営実績を求めています。</p> <p>当日付は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)」が策定された日付であり、同条件を入札参加資格条件として設定された主旨は、新ガイドラインに準拠して施設整備された施設での運営実績を求めていますものと推察しました。</p> <p>一方で、当時(平成9年から平成14年までの間)では、新ガイドラインや改正廃棄物処理法の技術基準に従った施設に改造するための国庫補助事業として「排ガス高度処理施設整備事業」や「灰固化施設整備事業」が実施・整備された施設もございます。</p> <p>このため、平成9年1月28日以降において、国庫補助事業として技術基準に適合することを目的とした建設工事請負契約に基づいて改良工事を実施した施設についても同様の運営実績として認めて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>可とします。</p> <p>ただし、総合評価一般競争入札参加申込に際しては、様式4に次の資料を添付し、当該施設が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第1項第7号」に定める要件を満たす施設であることを証明してください。</p> <p>①改良工事の建設工事請負契約書の写し ②改良後の一般廃棄物処理施設設置届出書(変更届又は軽微な変更届)の写し ③改良後の図面(フローシートなど) ④の内容が分かるもの) ④「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第1項第7号」に定める要件への対応表</p>
16.	17 頁 4-1-5-1(4)	公衆浴場の運営管理を行う企業に必要な資格	<p>公衆浴場の運営管理を行う企業に必要な資格として、</p> <p>アの公衆浴場の企画、基本設計、又は設計業務等に従事した実績を有するとは、DBO 事業における温浴施設の指定管理者の立場で企画にたずさわった実績でよろしいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p> <p>なお、総合評価一般競争入札参加申込に際しては、協力企業の資格要件を確認するための書面として、4-1-5-1.(3)(4)に示す実績要件を証明する資料を添付してください。添付する資料は、様式4の3.に準じた内容とし、業務内容が分かる書類を添付してください。</p> <p>(業務内容がわかる書類の例) 業務内容を証する契約書写し、業務履行証明、SPC の構成と各々の業務役割、その他第三者が履行内容を証する書面等。</p>
17.	17 頁 4-1-5-1(4)A	公衆浴場の運営管理を行う企業に必要な資格	<p>ここで言う元請けとは、SPC における構成員としての実績も元請けとなりますか。</p>	<p>可とします。</p>
18.	18 頁 4-3-1	一般競争入札参加資格確認手続	<p>「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」においては、直近の前事業年度(平成27年度)が取得出来ない恐れがある為、平成26年度の写しでも宜しいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p> <p>ただし、最新のものを取得次第、提出してください。</p>
19.	21 頁 4-3-3-1(1)	開札時の委任状様式について	<p>代理人が開札に立ち会う場合に必要委任状は、指定様式はありますか。</p>	<p>富士市ウェブサイトで公開する「建設工事関係様式 委任状(入札用)」及び「物品の買入れ等における入札・契約関係様式 委任状(入札</p>

2. 入札説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
				用)」に準じて作成してください。
20.	21 頁 4-3-3-2(1)	消費税及び地方消費税について	2017 年 4 月 1 日に消費税率 10% となる場合、落札金額は、入札価格に 100 分の 10 を加算した金額になるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21.	21 頁 4-3-3-2(5)	失格基準価格について	失格基準価格とは入札が失格となる基準額でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、記載のとおり本件入札には、失格基準価格は設けません。
22.	26 頁 4-3-5	基本協定、特定事業契約の契約詳細の協議について	27 頁の 4-3-8(1)には、「入札書類の提出をもって、募集要項及び富士市が提示した追加資料の記載内容を承諾したものとみなす」とありますが、基本協定、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約の内容については協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に記載するとおりです。基本協定、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約はいずれも案文となりますが、約款中の条文等の変更は原則として想定していません。ただし、構成企業の構成や技術提案書の内容等により条文等に変更の必要が生じる場合、又は監督官庁等の指導や通知により条文等に変更の必要が生じる場合、若しくは富士市が必要と判断し落札者が同意した場合の変更は、この限りではありません。

3. 事業概要説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
1.	7 頁 2-6-2	運営管理業務に係るもの	富士市様が行うモニタリングの(1)と(7)の内容等の詳細を教えてください。	運営管理業務要求水準書や技術提案書に記載する業務内容と業務水準の履行状況について確認する予定です。一般的な運営管理業務委託における発注者によるモニタリング業務と同様とお考えください。 ただし、本件業務に関しては、募集要項(第2部)で貸与する「富士市新環境クリーンセンター環境監視計画」に基づくモニタリングがありますので、留意願います。
2.	8 頁 2-7	民間事業者が行う業務の範囲	民間事業者が行う業務範囲は、前記「2-6.富士市が行う業務範囲」が行う業務を除く・記載されていますが、料金徴収の所掌範囲はどちらになるのでしょうか。また、料金徴収の窓口が民間事業者の場合、後納請求対象者については貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	料金徴収の代行業務は、民間事業者の業務範囲となります。また、後納請求対象者への料金請求業務は、富士市の所掌となりますので、月締めで報告をして頂く必要があります。詳細は、募集要項(第2部)で明らかとします。
3.	11 頁 3-2-2 表 1	変動費Bについて	リサイクルセンターには、選別棟、破碎棟、修理・再生棟、余熱利用体験棟があります。これら全てのリサイクルセンターの用役費を委託費として計上することでよろしいでしょうか。	変動費Bは、リサイクルセンター破碎棟で受け入れた処理対象物の量に単価を乗じて支払います。なお、変動費については、本件施設に受け入れた処理対象物のうち、民間事業者が処理を行う処理対象物の量に単価を乗じた額を支払う費用となりますので、留意してください。 基本的な考え方は、事業概要説明書 10 頁 3-2-2.(6)を参照してください。また、選別棟、修理・再生棟、余熱利用体験棟に関する費用は、固定費で計上してください。その他の詳細については、募集要項(第2部)で明らかとします。不明な点があれば募集要項(第2部)に関する質疑で質疑してください。
4.	14 頁 第 6	許認可遅延リスクについて	許認可遅延リスクとして、「環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、どのようなケースを想定されているのかご教示願います。	一例として、酸素 12%換算後の乾きガス量については予測条件の範囲内にあるものの、湿りガス量に大きな差異が存在する場合で、一般廃棄物処理施設設置届を所管する監督官庁からの指導で排ガス拡散計算の見直しを求められるケース等を想定しています。
5.	14 頁 第 6	事故の発生リスクについて	「事故の発生リスク」のリスク負担者が民間事業者となっておりますが、これは民間事業者に起因するものについてのみであり、民間事業者に起因しない事故・火災等については該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、復旧に際しては、民間事業者は富士市に対して協力する必要があります。

3. 事業概要説明書について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
6.	14 頁 第 6	事故の発生リスクについて	「事故の発生リスク」において、富士市様が運営する選別棟及び指定管理者が運営する修理・再生棟及び余熱利用体験棟のリスクは、富士市様の負担として頂けないでしょうか。	修理・再生棟及び余熱利用体験棟の運営については、本件事業の範囲外となります。 ただし、本件業務では両施設へ用水、電気、温水等を供給する必要があり、これら業務の不備により生じた事故、火災等によるリスクは民間事業者の負担となります。また、本件業務に起因して両施設へ生じた事故、火災等も同様に取扱いします。 選別棟については、富士市職員の誤操作等により生じた事故、火災等については、富士市が負担するリスクとします。
7.	15 頁 第 6	処理対象物の質及び量の変動リスクについて	「処理対象物の質及び量の変動リスク」のうち、災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動について、富士市殿が主負担者、民間事業者が従負担者となっておりますが、災害廃棄物の処理に関しては、性状が一般廃棄物と大きく異なる事から、大幅な処理費用の増加や設備破損等の危険性が增大する事が懸念されますので、その様なリスクの負担についてもご配慮をお願いします。	募集要項(第 2 部)で配付する運営管理業務委託契約書(案)では、量又は質の変動により生じた追加的費用に関し、一定の額までは民間事業者の負担としています。 詳細は、募集要項(第 2 部)で明らかとします。
8.	15 頁 第 6	既存の施設への影響リスクについて	既存の施設への影響リスクとありますが、既存の施設には何が該当するのかご教示願います。	道路、建物等の近隣の施設を指しています。
9.	16 頁 第 6	施設破損リスクについて ①	施設破損リスクにおいて、富士市様が運営する選別棟及び指定管理者が運営する修理・再生棟及び余熱利用体験棟のリスクは、富士市様の負担として頂けないでしょうか。	修理・再生棟及び余熱利用体験棟の維持管理業務は富士市(又は指定管理者)が実施しますので、事故・火災等の修復、施設・設備の老朽化に対する対応は、民間事業者の負担外のリスクとなります。ただし、選別棟の運営(主に維持管理業務)は、民間事業者の所掌となりますので、質疑 No.3-6 の回答を除くリスクは民間事業者の負担となります。詳細は、募集要項(第 2 部)で明らかとします。
10.	16 頁 第 6	施設破損リスクについて ②	第三者による施設・設備の破損に伴うものは具体的にはどのような事をお考えでしょうか。	第三者による投石、放火等の行為により施設・設備に破損が生じるケースを想定しています。

4. 落札者決定基準について

No	頁など	質疑項目	質疑事項	回答
1.	3 頁 4. 技術評価方法 (1)	明瞭化のために提出した書類への評価について	「確認依頼書(確認事項)による明瞭化作業」とありますが、明瞭化のために提出した書類、説明内容は、技術評価項目の技術評価対象となりますか。	明瞭化作業は落札者決定基準に示す基礎審査項目の審査のために実施するものです。明瞭化作業の結果、技術提案書に違算、算定条件の誤認、図面の修正、基礎審査項目への未達事項が確認された場合は、改善指示を行います。 なお、落札者決定基準に示す技術評価項目の審査に際しては、募集要項(第 2 部)で指示する技術評価項目提案書を審査の対象とします。
2.	6 頁 4. 技術評価方法 (2)③	評価項目の評価方法について	「評価項目の評価方法は、相対評価により技術提案の優劣を評価する」とありますが、各評価項目で必ず評価に差を付け、A、B、C、D、E、を各社に割り当てるという理解でよろしいでしょうか。 提案に差が付かない場合は同評価も有り得ますでしょうか。	A、B、C、D、E の割り当ては、落札者決定基準に示す総合評価審査委員会の審査結果によりですが、原則として相対評価により技術提案の優劣を評価するため、相対的に見て優れた提案には優れた評価が得られるものと解してください。 また、提案内容に優位な差が認められない場合は、同評価もありえます。
3.	8 頁 6. その他(2)	調査基準価格発表の時期について	「調査基準価格は事後公表」とあり、7 頁の 5. 価格評価点の計算方法には「基準額は建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格の合計額」とあるので、基準額も事後公表という理解で宜しいでしょうか。 また、事後とは具体的にどの時点を指しますでしょうか。	ご理解のとおりです。 調査基準価格、基準額共に落札結果の公表と同時に公表する予定です。
4.	8 頁 6. その他(2)	低入札価格調査のための提出書類について	「建設工事と運営管理業務の入札価格のいずれかが調査基準価格を下回るとき、低入札価格調査に必要な資料の提出を求める」とありますが、資料の提出は調査基準価格を下回ったもののみという理解で宜しいでしょうか(建設工事のみ調査基準価格を下回った場合は、建設工事のみ低入札価格調査に必要な資料を提出し、運営管理業務は提出しない)。	ご理解のとおりです。
5.	8 頁 6. その他(2)	価格評価点計算について	「建設工事と運営管理業務の入札価格のいずれかが建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格を下回るとき」とありますが、価格評価点計算において、建設工事と運営管理業務のどちらかが調査基準額を下回っているが、その合計の入札額が基準額を上回っている場合、価格評価点計算は、どのような扱いとなりますか。	入札価格が基準額以上となるため、価格評価点の計算方法(ア)によります。

5. 募集要項（第1部）様式集について

No	貢など	質疑項目	質疑事項	回答
1.	様式1	総合評価一般競争入札参加申込書への記載項目について	「●(代表企業と・・・)」とありますが、入札参加者の構成企業に応じて、書き換えるものと解してよろしいでしょうか。 (例:代表企業と全ての構成員及び協力企業)	ご理解のとおりです。
2.	様式2	構成企業の役割について	入札参加者の代表企業が単独企業で運営管理事業者を担当する場合は、「役割等」の欄には、「運営管理事業者」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3.	様式4	同種工事の施工概要、施工を証明する書類について	同種工事の概要のわかる書類は、パンフレットと契約書該当部分の写しでもよろしいでしょうか。 施工を証明する書類はCORINSで足りるでしょうか。	ご理解のとおりです。
4.	様式4	業務遂行形態の確認書類について	「業務遂行形態がわかる書類をあわせて提出」とありますが、SPC 出資者と出資者構成・業務役割分担以外に明示しなければならない事項があればご教示ください。 また、提示する書類は、既存書類の写しでよろしいでしょうか。	SPC 出資者と出資者構成、業務役割分担以外に明示する必要はありませんが、長期包括的運営委託方式や運転役務委託方式を単独企業で受託した実績を記載する場合は、その旨が分かる書類を提示してください。 また、提示する書類は、既存書類の写しで可としますが、契約書類等の発注者と受託者間で交した書類に付随・添付した書類としてください。
5.	様式5	記入内容の確認	表中、構成員(運営管理を行う企業)については、業を行うにあたり特別な許認可を要しないため、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」項目の記入は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。

— 以 上 —